

## 議案第55号

石岡市ふれあいの森条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市ふれあいの森条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴  
い、ふれあいの森の利用料金を改正するため。

## 石岡市ふれあいの森条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあいの森条例（平成18年石岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

ふれあいの森利用料金

（単位：円）

区分	スポーツスライド	スカイサイクル	望遠鏡
大人	1回当たり 420 回数券（3回分） 1,060	1回当たり 320	1回当たり 100
小人	1回当たり 320 回数券（4回分） 1,060		

備考

- 1 大人料金は、16歳以上とする。
- 2 小人料金は、8歳以上16歳未満とする。
- 3 8歳未満は、大人同伴とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。